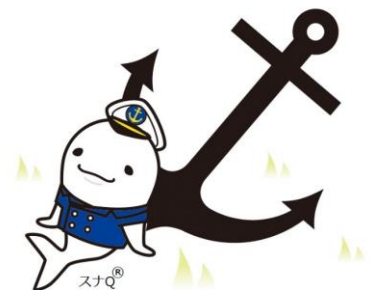


北九州港マスコットキャラクター 「スナQ」使用の手引き

北九州港のマスコットキャラクターである「スナQ」（以下、「本キャラクター」という）は、北九州港を国内外に広くPRすることを目的とし、北九州港120周年にあたる平成21年に製作したものである。

については、本キャラクターのデザイン及び着ぐるみを使用するにあたっては、本手引き書に基づき、手続きを行うこと。

- デザイン（及び呼称）の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページへ
- 着ぐるみの使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページへ



■ デザイン（及び呼称）の使用

1. 権利の帰属について

本キャラクター等の一切の権利は、北九州市に帰属する。

2. 使用承認申請の手続きについて

(1) 使用承認申請

本キャラクターに関する著作権・使用権は、北九州市に帰属する。そのため、本キャラクターのデザイン（及び呼称）を使用する場合、申請者は、事前に港湾空港局総務部クルーズ・交流課へ北九州港マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）他必要な書類を提出する必要がある。ただし、以下に該当する場合は、提出不要とする。

(ア)市又は市の外郭団体が業務のために使用する場合

(イ)新聞、テレビ、雑誌など報道関係機関が報道及び広報の目的に使用する場合

(ウ)その他、市長が申請を必要しないと認めた場合

(2) 提出書類

申請にあたって、以下の書類等を各1部提出させる。

(ア)北九州港マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）【Word形式】

(イ)グッズ等の概要（販売価格・個数・販売開始時期・販売店等含む）【自由様式】

(ウ)申請する会社（団体）の概要【自由様式】

(エ)申請書添付用役員名簿（様式第10号）【Word形式】

(3) 使用承認通知

使用承認の申請があった場合、その内容を審査し、審査の結果、使用を認めるときは、申請者に北九州港マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により通知する。

(4) 使用不承認通知

審査の結果、使用を認めないときは、申請者に北九州港マスコットキャラクター使用（変更）不承認書（様式第3号）により通知する。

(5) 承認内容変更申請

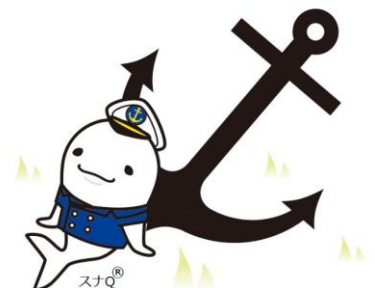
使用承認された内容を変更しようとするときは、申請者は、あらかじめ北九州港マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4号）を提出させる。

(6) 使用変更承認通知

使用変更承認の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を認めるときは、申請者に使用（変更）承認書（様式第2号）により通知する。

(7) 使用変更不承認通知

審査の結果、使用変更を認めないときは、申請者に使用（変更）不承認書（様式第3号）により通知する。



3. 使用承認の基準について

(1) 使用時の注意事項

- (ア) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、使用条件を付している場合は、それに従うこと。
- (イ) 使用承認を他に譲渡し、または転貸することはできない。
- (ウ) 本キャラクターイラストを使用する商品内に「スナQ」という文字と登録商標マーク(®)を表示すること(例:「スナQ®」)。
- (エ) 本キャラクターと識別できないほどの修正を加えないこと。
- (オ) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。

(2) 不承認基準

- (ア) 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
- (イ) 北九州市の信用や品位を害するものと認められる場合
- (ウ) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (エ) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
- (キ) 本キャラクター等の使用によって誤認または混同するおそれがあると認められる場合
- (ク) 本キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (ケ) 立体物で、その表現が本キャラクターの立体物と認められない場合
- (コ) 本キャラクターの著しい変形により使用が適当でないと認められる場合
- (サ) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用する場合
- (シ) その他、本キャラクターの趣旨に反するなど、著しく不適當と認められる場合



4. 使用承認の取り消しについて

本キャラクターの使用が、本手引き及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 取消事項

以下に該当する場合は、使用承認を取り消す。

(ア) 本手引きに違反した場合、又は違反することが判明した場合

(イ) 申請に虚偽又は不正があった場合

(ウ) その他、継続使用が不相当であると港湾空港局長が認めた場合

(2) 使用承認取消通知

使用承認の取り消しは、申請者に使用承認取消書（様式第5号）により通知する。

(3) 承認取消後の物件使用

承認を取り消された申請者は、使用承認取消書（様式第5号）の通知があった日以降、承認されていた物件については、キャラクターを使用することはできない。また、使用を取り消された申請者に生じる経費（製作費用等）は、使用を取り消された申請者が負担すること。

(4) 使用状況の確認

市長は、申請者に本キャラクターの使用状況等について報告させ、調査することができる。

5. 使用料について

使用料は、原則として無料とする。

6. 地位の継承

相続人や合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができます。

7. 使用にあたっての申請者の遵守事項

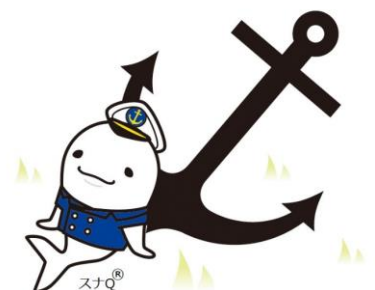
本キャラクターの使用許可を承認したものに対し、以下の内容を遵守させる確認すること。

(1) 使用に起因する問題が生じた場合には、申請者が速やかに対処する責任を負うものとし、北九州市は一切の責任を負わない。

(2) 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守させる。

(3) 申請者が本キャラクターの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、北九州市は損害賠償、損害補償及びその他の法律上の責任を一切負わない。

(4) 北九州市が損害を被った場合には、申請者はその賠償の責めを負うものとする。



■ 着ぐるみの使用

1. 申請の手続きについて

(1) 使用承認申請

本キャラクターの着ぐるみ（以下、「本着ぐるみ」という。）に関する著作権・使用権は、北九州市に帰属する。そのため、本着ぐるみを使用する場合、使用者は事前に港湾空港局総務部クルーズ・交流課へ使用承認申請書（様式第6号）他必要な書類を提出する必要がある。ただし、以下に該当する場合は、提出不要とする。

(ア) 港湾空港局が業務のために使用する場合

(イ) その他、市長が申請を必要としないと認めた場合

(2) 対象者

本着ぐるみを使用できる者は、以下の者とする。

(ア) 北九州市

(イ) 北九州市の外郭団体

(ウ) 一般社団法人北九州港振興協会

(エ) その他、市長が使用を認める者

(3) 提出書類

申請にあたって、以下の書類等を各1部提出させる。

(ア) 北九州港マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認申請書（様式第6号）【Word形式】

(イ) 「スナQ」を参加させたいイベントの概要【自由様式】

(ウ) 申請する会社（団体）の概要【自由様式】

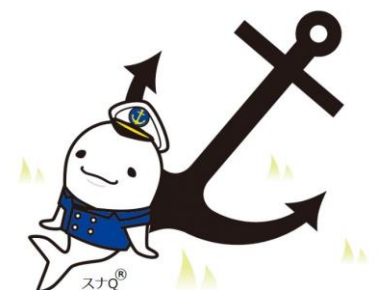
(エ) （事後提出）「スナQ」着ぐるみ貸出報告書【自由様式】

(4) 使用承認通知

使用承認申請があった場合、その内容を審査し、審査の結果、使用を認めるときは、申請者に北九州港マスコットキャラクター（着ぐるみ）使用承認書（様式第7号）により通知する。

(5) 使用不承認通知

審査の結果、使用を認めないときは、申請者に北九州港マスコットキャラクター使用不承認書（様式第8号）により通知する。



2. 使用承認の基準について

(1) 使用時の注意事項

- (ア) 使用承認を受けた内容にのみ使用すること。
- (イ) 使用承認を他に譲渡し、または転貸することはできない。
- (ウ) 貸出は、本着ぐるみのみとする。中に入る者は使用者が手配すること。
- (エ) 本着ぐるみの運搬は、使用者が行う。
- (オ) 使用時は、必ず付添の方を1名以上つけること。
- (カ) 本着ぐるみは、おなかまわりが大きいいため、小さな子どもなどは、中からは見えない。また、子どもが体当たりしてくることがあるため、付き添いが誘導や注意などを行うこと。
- (キ) 本着ぐるみは、発泡スチロール製であり、折り畳むことができないため、運搬にはバンタイプ車両が必要。
- (ク) 乱暴に扱ったり、引っ張ったりすると、凹んだり、傷つくため、取扱いには十分注意すること。
- (ケ) 破損又は汚損した場合は、申請者負担により、補修又はクリーニングを行い、原状回復すること。少しの汚れであれば、中性洗剤やぬいぐるみ用洗剤などで落とすこと。

(2) 不承認基準

- (ア) 法令及び公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあると認められる場合
- (イ) 北九州市の信用や品位を害するものと認められる場合
- (ウ) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (エ) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものの利益になると認められる場合
- (キ) 本キャラクター等の使用によって誤認または混同するおそれがあると認められる場合
- (ク) 本キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (ケ) その他、本キャラクターの趣旨に反するなど、著しく不相当と認められる場合



3. 使用承認の取り消しについて

本着ぐるみの使用が、本手引きの内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) 取消事項

以下に該当する場合は、使用承認を取り消す。

(ア) 本手引きに違反した場合、又は違反することが判明した場合

(イ) 申請に虚偽又は不正があった場合

(ウ) その他、港湾空港局長が不適當であると認めた場合

(2) 使用承認取消通知

使用承認の取り消しは、申請者に北九州港マスコットキャラクター使用承認取消書（様式第9号）により通知する。

(3) 使用状況の確認

港湾空港局長は、申請者に本キャラクターの使用状況等について報告させ、調査することができる。

4. 使用料について

使用料は、無償とする。

5. 報告書の提出

使用終了後、簡単な報告書（自由様式）と本着ぐるみの活動がわかる写真（1～2枚程度）を提出させる。なお、ホームページ等に掲載するため、一般市民等が特定できる写真は不可とする。

